

学校における

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

作成 福井市教育委員会事務局
令和2年2月18日 作成
令和2年4月 1日 改訂
令和2年5月22日 改訂
令和2年6月 5日 改訂
令和2年8月25日 改訂

目 次

1 新型コロナウイルス感染症とは	……P2
2 学校における感染症対策について	……P5
(1)基本的な感染症対策の実施	
(2)集団感染のリスクへの対応	
3 出席停止等の扱いについて	……P17
4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への配慮について	……P17
5 心のケアについて	……P17
6 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	……P17
7 学習指導に関することについて	……P18
8 入学式等の学校行事の実施について	……P18
9 部活動の実施について	……P21
10 放課後児童会・児童クラブについて	……P22
11 学校体育施設開放事業等について	……P22
12 学校等において感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応	……P23
(1)感染または濃厚接触の連絡を受けた場合	
(2)児童生徒または教職員が感染した場合	
(3)給食センター職員が感染した場合	
(4)学校に出入りする学校関係者(出入りする保護者や事業者)が感染した場合	
13 海外から帰国した児童生徒等への対応	……P26
14 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	……P26

文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」並びに県の「新学期における新型コロナウイルス感染症対策について」を踏まえ、福井市教育委員会の「学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を6月5日に全面改訂したところです。

国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。このため、学校においても「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していく必要があります。文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.8.6 Ver.3)を踏まえ、地域の感染レベルを3段階(特定警戒に相当する「レベル3」、感染拡大注意に相当する「レベル2」、感染観察に相当する「レベル1」で設定)に分けた感染予防策の行動基準を福井市教育委員会の「学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に新たに追加しました。

現在、福井市内における学校現場では感染者は認められないものの、依然として予断を許さない状況には変わりありません。今後、教職員や児童生徒への感染が広がると、学校教育活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。校長をはじめ、教職員、児童生徒、保護者、その他学校関係者(各支援員や出入業者など)が、本ガイドラインに留意して万全の感染症対策を講じるようお願いいたします。

なお、今後、福井市ならびに県内の感染状況や国および県からの通知等により、対応等に変更が生じた場合は、改めて通知いたします。

1 新型コロナウイルス感染症とは

過去ヒトで感染が確認されなかった新種のコロナウイルスが原因と考えられる感染症です。

一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

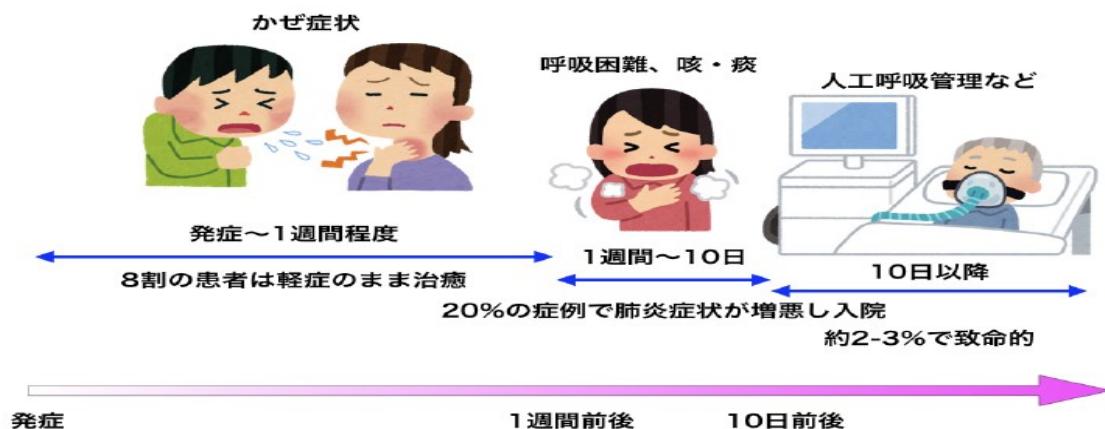
現時点において潜伏期間は1～14日(一般的には約5日)とされており、これまでの情報などから、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしています。

「飛沫感染」とは： 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染すること。

「接触感染」とは： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触るとウイルスがつく。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染すること。

新型コロナウイルス感染症の典型的な経過

(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版 より引用)



(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上で基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽・スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親旅行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で 短時間での活動に限 定
レベル2	できるだけ2m 程度 (最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施(※)し、 教師等が活動状況の 確認を徹底	リスクの低い活動から 徐々に実施(※)し、 教師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で 最大限の間隔を取る こと	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局(市保健所等)と相談の上、生活圏内の感染状況を鑑みて市教育委員会において判断する。

現在のレベルについては、FEnet等を通じて学校に周知予定。

「レベル3」…生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」…生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底とともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」…生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

2 学校における感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、①感染源を絶つこと、②感染経路を絶つこと、③抵抗力を高めることであることを踏まえ、以下のような取組みを行うこと。

① 感染源を絶つこと

発熱や風邪の症状(咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等)が見られる児童生徒や教職員については、自宅で休養させることを徹底すること。

(平熱が高い場合は考慮し、毎日の健康観察表に記入された体温と照らしながら、判断すること。)

【レベル3及びレベル2】

同居の家族に風邪症状が見られる場合も児童生徒及び教職員は、自宅で休養させる。その場合は、出席停止及び特別休暇扱いとする。

ア 児童生徒

- ・児童生徒は、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察表」(別紙1)に記録し、登校後に担任が確認すること。
- ・発熱がある場合や風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとすること。

※検温を忘れた児童生徒については、教室に入る前に検温させること。また、登校後、教員によって体調が悪いと判断された児童生徒は、保健室や職員室等で検温を行い、発熱がある場合は保護者に連絡の上、帰宅させ、原則出席停止扱いとすること(新型コロナウイルスに感染しているか否かの判断を要しない)。その際、帰宅までの間、学校に留まる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

※症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導するとともに、必要に応じて受診を勧め、その場合、受診状況や検査状況を保護者から聞き取って把握すること。

【レベル3及びレベル2】

- 「健康観察表」(同居の家族の健康状態も含む)の確認を、校舎に入る前に行うようにする。
- ・教職員は、児童生徒が、体調が悪いこと等を訴えやすい雰囲気づくりに努めること。

イ 教職員

- ・教職員が感染した場合は特別休暇を取得させること。
- ・教職員に発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は特別休暇等を取得させること。また、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行うこと。例えば、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の公務分掌について検討を進めることなどが考えられること。
- ・教職員は、感染拡大のリスクを高める3条件(2(2)参照)が同時に重なる場(全国から不特定

多数の人々が集まるイベント、スポーツジム、ライブハウス、カラオケボックス等)に参加したり、近づいたりする場合は、手洗いやマスクの着用など感染防止対策を徹底すること。児童生徒についても、教職員に準じた対応を可とすること。

② 感染経路を絶つこと

ア 手洗いや咳エチケット(マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う)を徹底させること。

(i) マスク

- ・登下校並びに休み時間を含む学校教育活動においては、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。ただし、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)が高い日のマスク着用は、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高くなるため、マスクを外すこと。その際は、換気や児童生徒間に十分な距離を保つなどの配慮をすること。
(マスクについては、色や柄は問わない。)
- ・気温や湿度、暑さ指数(WBGT)が高い日のマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるため、小まめに水分補給をすること。(冷たい空気が肺に届きにくく、呼吸筋の動きが活発化して息が荒くなり、体に熱がこもりやすくなる。)
- ・熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。
- ・普段から、児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。
- ・マスクの取り扱いについて、マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つこと。
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等を持参させること。
- ・マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄すること。

(ii) 手洗い

- ・接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口ができるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。
- ・手拭きのための個人用ハンカチやタオル等を持参されること。
- ・①学校へ登校したとき、②屋外へ出て戻ったとき、③トイレの後、④給食前後、⑤大休みや昼休みの後、⑥清掃の後、⑦体育の授業の前後(共用する運動用具を使用するため)、⑧特別教室での学習の前後(共用する机、椅子等を使用するため)⑨咳やくしゃみ、鼻をかんだときは、30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと。また、タオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないよう指導すること。
- ・自宅へ帰った際にも、必ず手洗いを実施するよう家庭に協力を求めること。
- ・手洗い場が密集しないよう、クラス別に利用する等の工夫を行う。手洗いを待つ児童生徒は、前の児童生徒と距離がとれるよう床にテープを張る等、立ち位置が分かるよう工夫を行うこと。
- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いること。

幼児、児童、生徒については、アルコール消毒剤の使用を続けると、皮膚の表面が荒れ、ウイルスが付着しやすくなることがあるため、石けんによる手洗いを徹底すること。

また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒液に過敏に反応したり、手荒れの心配があつたりするような場合は、流水でしっかり洗うなど配慮すること。

なお、児童生徒に一律に消毒液の持参を求めるることは適切ではない。(それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではない。)

(iii) その他

- ・教職員においても、手洗いや咳エチケット、マスク着用などの日常的な感染予防を徹底すること。マスクの着用については、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外すこと。
- ・フェイスシールドについては、眼、鼻、口腔や顔面側部の防護に有効であり、感染リスクの高い場面でマスク着用のうえで使用したり、マスクが着用できない場合の代替として使用されたりしている。教職員が使用することは問題ないが、児童生徒の場合は、視界が狭くなることでの転倒や物、人との接触による事故が考えられるため推奨しない。

※ 咳エチケットとは(くしゃみや咳が出るとき、ほかの人にくつさないための行動)

- ・マスクを着用する。使い捨てマスクがない時は、代用品を使う。ガーゼマスクでも飛沫を防ぐ効果がある。
- ・ティッシュなどで鼻と口をおおう。
- ・くつさの時は袖や上着の内側でおおう。
- (手のひらでおおうと、ウイルスが手に付き、感染を拡大させる恐れがある。)
- ・咳をする時は、周囲の人からなるべく離れる。

※なお、手作りマスクの作成方法については、文部科学省子どもの学び応援サイト等を参考
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

イ 多くの児童生徒が手を触れる箇所については、1日1回消毒液、または家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められたもの)を使用して清掃を行うこと。

- ・消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。
- ・通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いた作業を発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。
- ・清掃活動の一環として行わない場合は、教職員等が多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)を放課後や空き時間に1日1回消毒作業を行う。
- ・床、机、椅子は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。

- ・トイレ、洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・物の表面の消毒には、消毒用アルコール、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)、0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取り扱い説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。
- ・消毒の方法等については、学校薬剤師と連携することも重要である。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていない。
- ・消毒作業中は、換気を十分に行い、目、鼻、口、傷口などを触らないようにする。

次亜塩素酸ナトリウム消毒液の使用方法

次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋の着用と十分な換気を行う。その際、ペーパータオルや新聞紙などのパルプ素材は、不活化を受けるとのデータがあるため、雑巾や不織布、ガーゼ等の布製品を使用する。

- ・次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後10分程度時間をおき(専門家のデータでは1分～30分と幅が見られるため、薬剤師会の指導で10分程度と示している)、腐食を防止するため水拭きを行う。(水拭きは、ペーパータオルでも問題は無い)
 - ・次亜塩素酸ナトリウムは、アルコールより殺菌効果は高いが、使用時は、必ず手袋を着用し、十分な換気、直接手に触れない、目に入らないようにする、他の洗剤と混ぜないなど注意が必要であることから児童生徒には扱わせないようにする。
- なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要である。

キレーネ(次亜塩素酸ナトリウム)の希釀について

- ・キレーネ(次亜塩素酸ナトリウム)の原液濃度は、
10%(10万ppm)
- ・希釀液の濃度は、塩素濃度 0.05%～0.5%、
<塩素濃度 0.05%の場合>
希釀倍率は 200 倍
例えば:2ℓペットボトルの水なら原液 10 mLを入れる

※別紙2(P43)を参照

家庭用洗剤の使用方法

- ・家庭用洗剤を使用する場合は、新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むものかどうか、経済産業省等が公表している資料等や取扱説明書をもとに確認する。
(※)
- ・安全に使用するため、使用上の注意を守って正しく使用する。
- ・使用時は手袋を着用し、目に入らないようにする、他の洗剤と混ぜないなど注意が必要である。

- ・手指・皮膚には使用しない。
- ・スプレー・ボトルでの噴霧は行わない。
- ・作り置きした液は効果がなくなるため、洗剤うすめ液は、その都度使い切る。

台所用洗剤(有効な界面活性剤が使われている)の使用用法について

- 1 洗剤うすめ液を作る。
 - ・バケツや洗面器等に 500 ml の水をはり、台所用洗剤を小さじ 1 杯(5g)入れて軽く混ぜ合わせる。
- 2 表面を拭き取る。
 - ・雑巾やキッチンペーパー等に洗剤うすめ液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方方向に拭き取る。
- 3 水拭きする。
 - ・洗剤で拭いてから5分程度たつたら、雑巾やキッチンペーパーで水拭きして洗剤を拭き取る。
- 4 乾拭きする。

※効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

③ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、教職員および児童生徒は、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるようにすること。

(2)集団感染のリスクへの対応

3条件(①換気の悪い密閉空間、②手の届く距離に多くの人が密集、③近距離での会話や発声)が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとしている。この3つの条件が同時に重なることや大声を出すことを徹底的に回避するとともに、一つ一つの条件が発生しないようにするために、以下のような取組みを行うこと。

- ・校長は、学校において3条件が揃わないよう、授業や学校行事等に係る適切な感染症対策を行うこと。
- ・校長や教頭は、学校活動の様々な場面において感染防止対策が徹底されているか、見回りを実施するとともに、学校保健会等を活用し検証を行うこと。
- ・学校における感染防止対策や基礎疾患のある児童生徒への対応等については、学校医等に専門的立場からの助言や情報提供を受けること。
- ・保護者に対しては、感染症対策を依頼する(別紙 参照)ほか、保護者の不安を緩和するため、学校医等と連携し、学校における感染症対策について隨時保護者に説明すること。さらに、子どもの感染事例の多くは家庭内での感染と言われていることを踏まえ、感染防止対策について各保護者の理解と協力を求める。
- ・外部業者や外部講師、学校への訪問者に対しても入校時にアルコール手指消毒もしくは手洗い、

マスクの着用等の感染症対策を徹底すること。(熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外す)

・3条件を避けることや感染症対策に関するチラシ(別紙4、5参照)を配布したり、学校に掲示したりするなどにより、教職員および児童生徒の意識啓発に取り組むこと。

・「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを推奨。感染が一旦収束した場合でも、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要である。

【レベル3及びレベル2】

児童生徒の間隔を可能な限り2m(最低1m)確保するように座席配置を取ること。

このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間で指導を行う等の対応を取ること。

【レベル1】

児童生徒の間隔は1mを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ること。

施設の制約から1mの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めること。

① 登下校や集会、朝礼等について

・登下校時は、身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日のマスク着用は、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高くなるため、マスクを外すこと。その際は、人と十分な距離を確保し、会話を控える。

・登下校時は、3条件が重ならないよう児童生徒への指導を徹底するほか、通学路や児童生徒用の玄関において人混みが生じないよう工夫を講じること。

(対応例)

○登下校の時間帯をずらす

○児童生徒用の玄関以外に登下校時の玄関を複数設ける(職員玄関や体育館入口等の活用)

○通学路に教職員が立ち、児童生徒同士が密にならないよう指導する

○一旦玄関前に児童生徒の間隔を保ちながら待機し順に入校を促す

・限られた空間に多くの児童生徒や教職員が集まらないよう、児童生徒の分散、空き教室の活用、校内放送等の活用を検討すること。

② 授業・補習全般について

<全教科共通>

・学校教育活動においては、身体的距離が十分とれない場合にはマスクを着用すべきである。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い日のマスク着用は、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。その際は、換気や児童生徒間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすること。

・授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに

(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓(対角線上の窓を開けると換気がスムーズになる)を同時に開けて行うようとする。

その際、衣服による温度調節にも配慮すること。

- ・エアコンは屋内と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。なお、マスク着用や換気の徹底等を実施していることから、例年以上に児童生徒が暑さを感じると考えられるため、児童生徒の健康を第一に考えた空調管理に努めること。
- ・換気の程度は天候や教室の位置によって異なることから、必要に応じて学校薬剤師に相談し、助言を受けること。
- ・窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分な換気に努めること。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮する。
- ・机の配置は、児童生徒同士の間隔を前後左右1m空けた状態を意識的に作るとともに、児童生徒同士が対面とならない形で教育活動を行うこと。作れない場合は最大限の間隔を取るとともに、マスクの着用を徹底すること。
- ・グループワーク、ペアワークについては、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施すること。
- ・特別教室(理科室、音楽室、家庭科室、PC室等)における共用で使用する器具や用具(ICT 機器等)については、使用するたびに消毒することが望ましいが、困難な場合は、授業前後の手洗いを徹底すること。
- ・特別教室を使用する場合は、学級が入れ替わる毎に入口と窓を開放して数分間換気を行う。
- ・実習・実験を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避けること。
- ・教室や各学年の空き教室等を使用し、別の学年や学級が同じ教室を使用する機会をできる範囲で減らすこと。
- ・普通教室における人の密度が高い学校においては、授業方法の工夫を検討すること。

(対応例)

- 講堂を活用し児童生徒の間隔を確保した上での学年一斉授業の実施
- 特別教室や屋外(晴天時の校庭など)を活用した授業の実施
- ・3条件の回避が困難な授業については、年度後半の実施を検討すること。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」として以下のような活動が挙げられる。(「★」はこの中でも特にリスクが高いもの)

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

【レベル3】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い」ことから、行わないようにすること。

【レベル2】

上記活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。

その際には、以下の点にも留意すること。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用的都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行わせること。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏(通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等)におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保すること。

【レベル1】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討すること。その際には、レベル2地域における留意事項も可能な範囲で参考すること。

なお、特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接觸するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。

<体育・保健体育>

- ・更衣室等での狭い空間で児童生徒が密集することを避け、着替えのために教室に加え、空き教室や特別教室等を開放するなどの対策を徹底すること。
- ・活動前に健康観察(風邪症状の有無の確認等)を行い、発熱や具合の悪い生徒は参加を控え、速やかに下校させること。
- ・可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けたりするなどの工夫を行う。体育館やグラウンドに設置されている遊具や器具、体育用具については、使用の都度消毒を行うのではなく、授業前後の手洗いを徹底すること。
- ・体育館での活動においては、ドアを広く開け、少なくとも30分に1回は換気を行うこと。
- ・声出しについては、近距離で一斉に大声を出すことなどは避けること。
- ・運動時のマスク着用は、十分な呼吸ができなくなることや、熱中症を引き起こすことなどのリスクが考えられる。そのため、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、感染のリスクを避けるために、児童生徒間の間隔を十分確保し、不必要的会話や発声を行わないように指導する。ただし、児童生徒が着用を希望する場合は、それを否定するものではない。
- ・熱中症事故の防止に努め、水分補給や休憩の時間を適宜確保すること。また、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・教師は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すること。ただし、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合や児童生徒との距離が2m(最低1m)確保されている場合などにマスクを外すことは問題ない。
- ・グラウンドや体育館など使用が重なる場所では、密集しないよう授業担当者間で調整し、場所の割りあてを決めるなど分散させること。また、児童生徒が分散して授業が行えるよう、外での活動が可能な季節には、グラウンドなどの屋外を最大限活用することを検討すること。
- ・水泳学習(プール学習)における実技指導は行わないが、「事故防止に関する心得」は必ず扱うこと。

【レベル3及びレベル2】

- ・体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏(通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等)における蔓延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。

③ 給食時について

ア 給食献立

【レベル3】

- ・配膳の過程での感染防止のため、配膳しやすい献立て適切な栄養摂取ができるように工夫すること。

(対応例)主菜と副菜、1食個包装食品等

【レベル2及びレベル1】

- ・「学校給食衛生管理基準」に基づき、衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食献立に徐々に戻していく。感染状況に応じて、レベル3の対応に戻すなど柔軟な対応を行う。

イ 手洗い、身支度等の準備

- ・給食時間の前後に換気を行うなど、密閉空間にしないよう努めること。
- ・給食当番はもとより、児童生徒全員が給食前の手洗いを徹底すること。
- ・給食の配膳を行う児童生徒及び教職員等は、必ずマスクを着用し、風邪の症状、下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手洗いを確實に行ったか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、記録すること。適切でない場合には、給食当番を交代するなどの対応をとること。

ウ 配膳

- ・消毒用アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等を使用し配膳台の消毒を行うこと。
配膳前に担任教諭が行う、又は給食ワゴン車を教室前に持ってくる際、調理員、配膳員が消毒するなど、役割を決めて行うとよい。
- ・配膳時にも密接することを避け、児童生徒が一方通行で、間隔をあけて並ぶなどの工夫を行うこと。
- ・児童生徒が配膳する場合には、隣との間隔が可能な限りとれるよう、配膳台の横に机等を置くなどの工夫をすること。
また、牛乳やパン、1食包装のデザート等は給食当番が配付するのではなく、各自が取るなど、接触機会を減らしたり、当番の人数を減らしたりするなどの工夫を行う。
- ・できる限り、1回の配膳で分けきるよう努め、おかわりなどで教室内を移動することを最小限にすること。
- ・給食当番以外の児童生徒についても、喫食までの間は原則としてマスクを着用し、静かに待つよう指導すること。

【レベル3及びレベル2】

- ・低学年の配膳はできるだけ教職員が行うこと。
- ・教職員は配膳前の手洗いを徹底し、必要に応じて使い捨て手袋を使用するなど感染防止に努めること。

エ 食事

- ・給食の会食に当たっては、対面を避ける、グループでの喫食を控える、会話を控えるなどの飛沫を飛ばさない対応を行う。可能であれば、密集を避けるため、会食の時間帯をずらしたり、空き教室を活用して定員の1／2以下としたりするなど、十分なスペースが取れるよう工夫すること。
教職員についても、対面を避けたり、仕切りを設けたりするなど、飛沫を飛ばさない対応を行う。

・給食前後のあいさつを声に出して行う場合には、マスクを着用した上で行うこと。飛沫感染防止のため、大きな声のあいさつはせず、各自が手を合わせてから食べるなどの工夫を行うことも良い。

・食事中は、教材等のビデオ鑑賞や絵本の読み聞かせCD等を活用し、無言で食べることを指導する。

才 後片付け

・牛乳パックや食器の片付けの際には、出来る限り他の人のものを触らないように行うと良い。

　牛乳パックを各自がつぶして、そのまま袋に捨てるなどの工夫を行う。

・後片付け後にも、児童生徒全員が手洗いを行うこと。

・食器の片付けは一斉に行わず、順番を決めるなどして行う。

・学級などから出るゴミを片付ける際には感染防止のため、直接触れないようにし作業後は必ず手洗いを行う。

④ 清掃について

・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認する。

・児童生徒が行う清掃は、窓を開け、マスクを着用し行うこと。(熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外す)

・清掃前後の手洗いを徹底すること

・ほうき等の共有する清掃用具を共用する場合には、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

・人との距離を1m以上保ち行うこと。

・衛生環境を良好に保つ観点から、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤を用いた拭き掃除を、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。その場合、大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)を清掃活動の一環として消毒作業を行うことで、教職員等が放課後、空き時間に消毒作業の代替えとすることも可能である。

・床、机、椅子は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。

・トイレ、洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

・掃き掃除は、静かに埃をまき散らさないようにすること。

・清掃作業中に目、鼻、口、傷口など触らないようにする。

⑤ 学校図書館の利用について

・感染症対策を徹底した上で、学校図書館を活用すること。

(対応例)

○常時、図書室の扉及び窓を開けたり扇風機を利用したりするなどして換気に努める。

○週単位の図書館利用時間割等を作成するなどし、一度に図書室に入る人数を10人程度に制限する。

○入口が2か所ある場合は、入口と出口を固定し、一方通行になるようにする。

○椅子を置く場合は、対面にならないよう配置を工夫する。

○図書室を利用する前後は図書を利用する観点から手洗いを徹底する。

- ・図書の貸出について工夫すること。

(対応例)

○図書委員による貸出・返却は当面の間行わず、学校司書を中心に教職員が行う。

○貸出冊数を増やす及び貸出期間を通常より長く設定する。

○学級単位の貸出をし、ブックトラックもしくはコンテナボックスなどで廊下等風通しのいい場所に置く。

○臨時学級文庫として、学級に置く冊数を増やし、学級内で利用する。

⑥ スクールバスについて

- ・マスクを着用し、児童生徒の距離をとって座るようにすること。それが難しい場合は、会話を控えることを指導すること。(熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外す)
- ・バスの窓を、天候や気温も考慮しつつ3cm程度開けること(常時開放が難しい場合は、可能な限り換気に努めること)。
- ・保護者から自家送迎の申し出がある場合は、意向に沿うこととする。この場合、早い時間の保護者送迎に教職員が対応できるよう、教職員の出勤時間を調整すること。
- ・スクールバスの運行に関するルールや留意点については、あらかじめ利用者や保護者に示しておくこと。

⑦ 休み時間

- ・休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させること。必要なルールを設定することも含め指導の工夫を行うこと。

【レベル3及びレベル2】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施すること。また、廊下で停留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要。

【レベル1】

会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないように指導すること。

⑧ その他

- ・職員室や事務室等の学校内の執務室では、一定時間おき(最低1日3回、できれば2時間おき)に換気を行い、3条件が重ならないよう徹底すること。
- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保(おおむね1~2m)するよう努め、十分なスペースを確保できない場合は、学校内で分散して勤務することも検討すること。
- ・職員会議等を行う際は、最少の人数に絞ること、換気をしつつ広い部屋で行うなどの工夫や、オンライン会議システム等の活用を検討すること。
- ・トイレが感染の原因になりえることも考えられるため、洋式トイレ使用時においては、蓋を閉めて水を流すことを徹底する。(水を流す時に飛沫が舞い上がる事が指摘されているため)

3 出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒の感染等が判明した場合については、12 及び資料「新型コロナウイルス感染者発生時における対応について」を参照すること。
- ・風邪の症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）や発熱がある者は、登校させず、自宅で休養するよう指導する。指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ・出席停止の対象とする児童生徒の範囲は以下のとおりとする。
 - 感染者、濃厚接触者
 - 発熱等の風邪症状により自宅休養を申し出た者、または学校において自宅休養が必要と判断した者
 - 家族等に感染者・濃厚接触者がいたことにより自主的に自宅待機を申し出た者

【レベル3及びレベル2】

同居の家族等に発熱等の風邪症状が見られる場合も児童生徒は、自宅で休養させる。その場合は、出席停止扱いとする。

- ・感染経路が不明な患者が増加している等の理由から、保護者から学校を休ませたい旨の相談があった場合においては、学校で講じる感染症対策について十分説明すること。その上で、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができる。

4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への配慮について

- ・医療的ケア児や基礎疾患児の登校については、主治医や保護者と相談の上、本人の状態等に基づき個別に登校を判断すること。登校すべきではないと判断された場合及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった場合には、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができる。

5 心のケアについて

- ・学校再開後についても、依然として心理的ストレスを抱える児童生徒が存在することが考えられることから、担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談等の実施、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに努めること。

6 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないよう、児童生徒向けのチラシ（別紙6）を活用して新型コロナウイルスに関する正しい知識を児童生徒に伝えるとともに、当該チラシを配布・掲示するなどにより、誰もが感染者や濃厚接触者になり得ることを児童生徒に周知すること。
- ・児童生徒または教職員の感染等が判明した場合に、感染者や濃厚接触者の氏名等の特定・流布や、感染者等への偏見・差別が生じないよう、十分な配慮を行うことを保護者に要請すること。

- ・児童生徒やその保護者が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口(学校、県教育総合研究所「電話相談」、「24時間子供SOSダイヤル」等)を周知すること。また、教職員は、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・医療従事者や社会機能の維持にあたる者等を家族に持つ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとらないこと。

7 学習指導に関することについて

- ・今後の再度の臨時休業に備える観点から、授業内容の精査を行い学習の進捗を図ること。
- ・過度の宿題を課したり、一律に宿題の提出を求めたりすることで、児童生徒の登校意欲が低下することのないよう、一人ひとりに応じた指導・支援を心がけること。
- ・出席停止となった児童生徒については、学習の遅れが生じないよう、家庭学習を適切に課すとともに、出席が可能となった後は、放課後等を活用して個別に補習等を行うこと。また、臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映することができるように留意すること。

8 学校行事の実施について

- ・学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する行事を検討すること。
- ・学校行事の実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することとし、来校者への手指アルコール消毒もしくは手洗い、マスクの着用等の感染症対策を徹底した上で例えば、以下のような工夫を行うこと。(熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外す)

(1) 学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭

- ・実施内容や方法を工夫すること(例えば、オンラインでの開催、時間を短縮しての開催など)。また、必要に応じて延期や中止を検討すること。
- ・吹奏楽や合唱等の発表は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を徹底して行った上で実施することは可能である。歌ったり演技したりする際にはできる限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。
- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとすること。
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流すことも検討すること。

(2) 運動会、体育祭

- ・運動会や体育祭については、実施内容や方法(例えば、時間を短縮しての開催など)を工夫すること。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期や中止を検討すること。
- ・運動会等を実施する場合は、児童生徒が密集する種目や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い種目については、地域の感染状況等を踏まえ、実施を見合わせることも検討すること

と。

- ・運動会等における開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対して、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底を依頼すること。

(3) 健康診断、避難訓練など

① 健康診断

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により今年度は例年の提出報告期限に関わらず、学校医、学校歯科医と密に連絡をとり年度末までに実施すること。健康診断の時期が例年とずれることについて保護者に周知し理解を得ること。

実施にあたっては、3条件が同時に重ならないよう十分配慮すること。

ア 3条件の回避

- ・部屋の十分な換気に努めること。
- ・気温や天候の問題がなければ、窓を開け健診会場が常に換気されるようにすること。
- ・健診会場について、1クラスごとに1回、入口と窓を開放して数分程度の換気をすること。
- ・健康診断会場への入退室等は小グループごとにするなど、待ち時間が長くならないようにすること。
- ・待ち時間は、できる限り1m～2m児童生徒同士の距離を離すようにすること。
- ・会話や発声をできるだけ控えること。
- ・児童生徒、医師はマスクを着用すること。なお、医師は診察する際、メガネまたはゴーグルにて目の保護をする。(熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外す)

イ 健診方法

- ・保健調査票を活用し効率の良い健診を行うように事前に準備すること。
- ・学校生活における配慮が必要な児童生徒を把握するため、心電図健診の問診票を早めに保護者に記載してもらうこと。心臓に関する既往等、症状を把握した場合は、内科健診時に学校医に伝え、早めに学校医等と相談を行うこと。
- ・心電図検査が延期になっていることから、可能な限り、内科健診を計画する際は1年生から実施すること。(心電図健診を受けたことがないため)
- ・児童生徒や教職員、医師の前後の手洗いや器具等の消毒を徹底すること。
- ・手指用アルコール消毒液、アルコール綿を準備し、1人診察するごとに、使用した聴診器を消毒すること。
- ・医師は、児童生徒に接触した場合は、アルコールによる手指消毒または石けんでの手洗いをする。
- ・歯科健診については、必要な場合を除き、口腔内を手指で触らないようダブルミラー方法で実施する。(1本はディスポーザルミラーを使用する)

② 避難訓練

- ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにすること。また、体育館を避難場所とする場合は、換気を適切に実施し、整列させる際は児童生徒の間隔を十分にとること。

(5) 遠足、旅行などの集団宿泊的行事

- ・国内への修学旅行については、依然として集団感染のリスクがあることに鑑み、実施の可否や時期、訪問先等の検討に当たっては、訪問先の感染状況や、3 条件の回避など感染防止対策について十分に考慮すること。感染が拡大している地域への訪問については慎重に判断するとともに、特に、地域外への移動自粛をしている都道府県には訪問しないこと。
- ・国外への修学旅行や海外への研修旅行については、当面の間、延期すること。ただし、やむを得ない場合は教育委員会に届け出ること。

以下の場合は、修学旅行の延期・中止を検討すること。

- ・出発日の1ヶ月前以降に校内で感染者が発生している場合。
- ・県内の感染状況がレベル2・レベル3になっている場合。
- ・旅行先が、往来を制限されている地域である場合。

旅行中の感染拡大を防止するため、以下の対策を講じること。

- ・出発2週間前からの健康状態を確認し、本人や家族に感染が疑われる症状が見られる場合には参加させないこと。旅行中も健康状態の確認、体温測定を行うこと。
- ・旅行中は人混みを避けるとともに、マスクを着用すること。マスクを外すことが必要な場合は、できるだけ人との距離を取ること。
- ・旅行中も手洗いをこまめに行うこと。手洗いができない場合は手指のアルコール消毒を行うこと。
- ・移動時には可能な限り換気に努めること。
- ・行動履歴を記録しておくこと。

旅行中に発熱などの症状が出た場合は、感染の可能性を考えて以下のような対応を取ること。

- ・発熱などの症状がある場合は、旅行団から離して医療機関を受診すること。
- ・静養する場合は、1人部屋を用意し、保護者の迎えを要請すること。
- ・症状によっては、旅行先の帰国者・接触者相談センターに対応を相談すること。
- ・感染者や濃厚接触者が確認された場合は、旅行先の帰国者・接触者相談センターの指示のもと、日程を中断してできるだけ早く帰路につくこと。
- ・市教委に連絡すること。

(6) 勤労生産・奉仕的活動(校内美化活動や地域清掃など)

- ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選すること。
- ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

(7) ゲストティーチャーを呼ぶ活動や地域と関わる活動、職場体験等について

- ・県外からゲストティーチャーを招くことについては、県民行動指針 Ver. 8(令和2年7月30日)

を目安として判断すること。ただし、授業の内容や感染症対策について、保護者には事前に連絡し、理解を得られるようにすること。また、保護者の要望に柔軟に対応すること。

- ・ゲストティーチャーや地域と関わる活動で講師の体調の確認をすること。
- ・地域と関わる活動は、できる範囲で屋外にて行う。屋内で行うものについては、こまめに換気したりグループに分けて活動したりするなどして、3条件が重ならないようによること。

9 部活動の実施について

- ・生徒及び保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- ・活動時間については、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取組み、休養日を十分に設けること。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、感染拡大防止のため、生徒だけに任せるとではなく、教職員等が部活動の実施状況(3条件を回避しているか、手洗いが徹底されているか等)を把握すること。
- ・活動前に健康観察(風邪症状の有無の確認等)を行い、発熱や具合の悪い生徒は参加を控え、速やかに下校させること。
- ・部活動の前後や休憩時間等には、こまめな手洗いを実施すること。
- ・体育館など屋内での活動においては、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。また、多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。人の密度が低い状態でもドアや窓を広く開け、十分な換気を行うこと(少なくとも 30 分に1回)。
- ・校庭や体育館など使用が重なる場所では、密集しないよう顧問間で調整し、時間や場所の割りあてを決めるなど分散させ、安全に配慮した上で、廊下、階段等の活用も検討すること。
- ・声出しについては、必要な会話や合図程度にとどめ、特に近距離での会話や室内で一斉に大声を出すことなどは避けること。
- ・運動部活動でのマスク着用については、体育の授業に準じること(2(2)②を参照)。
- ・ラケットやウエア、タオルや給水等で使うコップ、スクイズボトル等を共有させないこと。
- ・体育館やグラウンドに設置されている器具や体育用具については、使用の都度消毒を行うのではなく、部活動前後の手洗いを徹底すること。
- ・部室や更衣室等の利用に当たっては、狭い空間で生徒が密集することを避け、短時間の利用となり、一斉に利用したりしないように留意すること。また、可能な限り、着替え等には教室等を開放すること。
- ・吹奏楽部や合唱部の活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を徹底して行った上で実施することは可能である。歌う際にはできる限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。
- ・対外的活動(県外校を県内に招待する場合を含む)を行う場合、感染が拡大している地域との往来については慎重に判断することとし、特に地域外への移動自粛をしている都道府県との交流は実施しないこと。なお、感染の拡大が見られない地域から招待する場合においても、移動中および滞在中の感染症対策の徹底を要請すること。

【レベル3】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。

【レベル2】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。なお、相当の期間、感染者が確認されていない場合は、通常の活動への移行も可能である。

【レベル1】

可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動について

【レベル3】

行わない

【レベル2】

慎重に検討する

【レベル1】

可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。

10 放課後児童会・児童クラブについて

- ・密集性を回避し、感染を防止する観点から、一定のスペースを確保するために、教室、図書館、体育館、校庭等の学校施設利用について、放課後児童会・児童クラブと連絡を取り合い、常に協力体制を図っておくこと。

11 学校体育施設開放事業等について

(1)事業の停止等の判断について

- ・児童生徒又は教職員が感染した場合又は濃厚接触者と特定されたことによって学校が臨時休業となった場合は、当該事業についても学校と同期間、使用を停止する。
- ・学校体育施設開放事業等利用者が感染した場合又は濃厚接触者と特定された場合は、学校の臨時休業の扱いに準じて使用停止等の措置を講じるものとする。
- ・上記以外の場合についても、県内及び市内の1週間あたりの感染者数や他の体育施設との整合性等を踏まえて必要性が認められる場合は、使用を停止するものとする。

(2)利用にあたっての遵守事項(当面の間)

- ・学校体育施設の利用者に対しては、当面の間、下記事項の遵守を求めるものとする。※詳細は、利用者に対して別途通知するものとする。

- ①施設使用前に、自宅にて検温及び症状の有無の確認を必ず行うこと。その上で、発熱はもとより、熱感や咽頭痛、嗅覚・味覚異常等の症状が見られる場合は、活動に参加せず、自宅での休養を徹底すること。
- ②施設の利用前、利用中、利用後における感染防止策については、体育・保健体育の授業や部活

動実施に係る感染症対策に準じて適切に実施すること。

③施設設備付のゴミ箱は使用しないこと。(マスク、空のペットボトル等は利用者が持ち帰ること。)

④県外の団体との活動(試合、交流など)を行う場合は、当該団体の所在する都道府県や地域の感染拡大等の状況を確認し、必要に応じた感染症対策を徹底とともに、場合によっては活動を中止する等、適切に判断すること。

⑤使用後における施設の消毒を実施すること。

⑥当該遵守事項の実施状況について、利用の都度チェックシートに記入し、学校に提出すること。

(3)学校始業前の消毒作業

- ・施設技師における体育館の消毒作業については、当面の間、継続するものとする。

12 学校等において感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応

「新型コロナウイルス感染者発生時における対応について」

(令和2年3月13日付 学校れんらく帳 教保第1006号を参照)

(1)感染または濃厚接触の連絡を受けた場合

- ・児童生徒やその保護者、教職員等から感染または濃厚接触の連絡を受けた場合は、必要事項(別紙7改正を参照)を聞き取り、保健給食課に報告すること。
- ・児童生徒や教職員が県の相談窓口に問い合わせた結果等により、検査を行うこととなった場合にも、速やかに学校に連絡するよう指導すること。
- ・感染者または濃厚接触者の発生に伴う臨時休業や出席停止、施設消毒等の措置について福井市教育委員会と協議すること。(P33～フローチャート参照)
- ・学校の措置が決定し、緊急メール等で休業措置等を連絡する場合は、感染者等の特定につながるような学年や氏名、性別は知らせないこと。

(2)児童生徒または教職員が感染した場合

① 児童生徒または教職員が感染者として認められた場合

- ・当該児童生徒または教職員の対応

当該学校の児童生徒は出席停止(欠席日数とはならない)、教職員は特別休暇とする。

- ・学校の対応

感染児童生徒または教職員が通学・通勤する学校は、保健所により濃厚接触者が特定され、校内の消毒が完了するまでの間(3日程度)は、学校の全部または一部を臨時休業とする。ただし、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、保健所等の関係機関と協議を行い、学級単位、学年単位又は学校全体の休業期間の延長を検討する。また、アラートが発動されている状況では感染者が出ていない学校も休業とする場合がある。

② 児童生徒または教職員が濃厚接触者として認められた場合

- ・当該児童生徒または教職員の対応

当該児童生徒は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。出席停止措置をとる場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間を出席停

止とする。教職員は同様に感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間を特別休暇とする。

・学校の対応

症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。

濃厚接触者である当該児童生徒または教職員の出席停止(特別休暇)の期間中に感染が確認された(最終登校日から3日以内に発症した※新型コロナウイルスの生存期間 72 時間を考慮)場合は、保健所により濃厚接触者が特定され、校内の消毒が完了するまでの間(3日程度)は、学校の全部または一部を臨時休業とする。ただし、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、保健所等の関係機関と協議を行い、学級単位、学年単位又は学校全体の休業期間の延長を検討する。また、アラートが発動されている状況では感染者が出ていない学校も休業とする場合がある。

濃厚接触者の目安

発症2日前から隔離開始までの期間

- ①感染者と同居または長時間接触があった者
- ②適切な感染防止策なしで介護等していた者
- ③感染者の気道分泌物もしくは体液等に直接触れた可能性が高い者
- ④手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしに感染者と15分以上の接触があった者

- ③ 児童生徒または教職員の家族等が濃厚接触者として認められた場合で、児童生徒は濃厚接触者ではない場合

例:家族が濃厚接触者(会社の同僚が感染、利用するスポーツクラブのメンバーが感染など)となつたが、子どもは濃厚接触者となっていない。

・当該児童生徒または教職員の対応

当該児童生徒の保護者から、感染が不安で休ませたいと相談があった場合には、出席停止とする。

例:無症状感染者であることを考慮し、保護者とも相談の上、1週間程度の出席停止とする。

教職員についても、感染が不安な場合は、特別休暇を取得する。

・学校の対応

当該児童生徒または教職員が通学、通勤する学校は、臨時休業とはしない。

ただし、当該児童生徒または教職員の出席停止(特別休暇)の期間中に感染が確認された(最終登校日から3日以内に発症した※新型コロナウイルスの生存期間 72 時間を考慮)場合は、保健所により濃厚接触者が特定され、校内の消毒が完了するまでの間(3日程度)は、学校の全部または一部を臨時休業とする。ただし、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、保健所等の関係機

関と協議を行い、学級単位、学年単位又は学校全体の休業期間の延長を検討する。また、アラートが発動されている状況では感染者が出ていない学校も休業とする場合がある。

※ 新型コロナウイルスの感染者は、発症前から発症直後が最も感染力が強く、発症7～10日程度を過ぎれば、他人にうつすリスクが小さくなることが分かってきている。
退院の基準については、有症状者は原則、発症から10日間が経過し、かつ症状がなくなつて72時間が経過していれば、PCR検査を受けなくても退院できる。

(3)給食センター職員が感染した場合

- ・当該職員、給食センターの対応

当該職員は出勤停止とする。

給食センターの稼働を停止し、保健所により濃厚接触者が特定され、給食センター内の消毒が完了するまでの間(3日程度)は、給食提供を中止する。

- ・学校(配達校)の対応

臨時休業とせず、弁当持参とする。

(4)学校出入りした保護者、学校関係者が感染した場合

学校出入りした保護者、学校関係者に感染が確認された場合は、保健所の指示に従い学校内の濃厚接触者の確認を行う。濃厚接触者が特定された場合は、対応フローチャートに従い対応する。
濃厚接触者がいない場合は、通常どおりとする。

(5)感染者発生時の公表について

- ・不正確な情報を広げない、市民の間に憶測が広まり、根拠のない中傷や疑心暗鬼になることを防ぐために学校名については公表する。ただし、氏名等の個人の特定につながる情報については、患者やご家族の人権尊重、個人情報保護のため原則非公表とする。
- ・児童生徒または教職員の感染が判明した場合に、感染者の情報の特定や拡散に加担しないよう、十分な配慮を行うこと。

公表内容

- ① 感染者の在籍(勤務)する学校名、年代、性別
- ② 感染者の症状の経過、行動歴(県外での滞在歴の有無)
- ③ 公衆衛生上の対策
 - ・当日の学校の対応(例:○時に一斉下校、○時に保護者に緊急メール)
 - ・臨時休業予定期間
 - ・消毒の実施
 - ・濃厚接触者の特定
 - ・PCR検査の実施範囲 等

なお、公表については、県の記者会見時に県教育長が同席し説明を行う。市教育委員会独自では、記者会見は実施しない予定。

報道機関の対応

- ① 報道機関の取材については、取材窓口は、市教育委員会とし、学校への直接の取材は行わないよう報道機関に依頼する。
- ② 当該学校の教職員および生徒のプライバシー保護や安全安心の確保の観点から報道にあたっては十分な配慮を依頼する。

13 海外から帰国した児童生徒等への対応

新型コロナウイルス感染症に起因して海外から帰国した児童生徒等については、帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域(※)」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域(※)」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

※「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」について(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covit19_qa_kan_renkigyou_00001.html#Q1-1

14 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

帰国者・接触者相談総合センター TEL20-0795 (7:00~21:00 時間外は携帯電話対応)

相談する際の目安として、以下の条件が当てはまる方は、同センターに相談すること。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

新型コロナウイルス感染者発生時における 学校(園)の対応

1 発生者の連絡

- ①幼(3歳～)、小、中の子どもやその同居家族が感染した場合、市保健所から、保健給食課に発生連絡あり。
- ②保護者等からの連絡で、児童生徒及び教職員が濃厚接触者であることを学校が把握した場合は、保健給食課に発生連絡をする。
休日、夜間等については、課長補佐または指導主事に連絡をする。
保健給食課:20-5755 課長補佐: 指導主事:
- ③土日など、保護者等が学校へ連絡ができない場合は、「県24時間電話相談(0120-078-310)」を利用するよう、事前に周知する。その内容は、県24時間電話相談から保健給食課に連絡が入る。
- ④保健給食課から学校教育課へ連絡し、学校教育課から発生者(濃厚接触者)の在籍する学校(以下「当該校」という。)並びに児童クラブ、児童館へ発生が確認された旨の連絡が入る。

2 児童生徒への対応(日中、児童生徒が学校で活動中)

- ・臨時休業する当該校の校長から保護者へ緊急メールや電話にて連絡し、できるだけ早急に下校させる。
別紙参照:保護者宛て緊急メール「緊急のお知らせ(例)」、保護者宛て文書「臨時休業のお知らせ」
- ・児童クラブ等を利用している児童に関しては、学校で待機させ、保護者に迎えを依頼する。
- ・待機中の児童生徒については、マスクの着用、石けんによる手洗いを行う。
- ・待機場所については、十分な広さを確保し密集状態にならないようにする。適切な環境保持のため 30 分に 1 回(5~10 分)程度窓を広く開け、換気を行う。

3 臨時休業の連絡

- ・学校教育課から、臨時休業する当該校及び児童クラブ、児童館へ臨時休業内容、今後の方針等についての緊急連絡が入る。
- ・臨時休業する当該校は、緊急メールや電話にて保護者へ連絡する。なお、周辺校の休業措置については、感染状況をふまえ市保健所と相談の上、次の段階で改めて連絡する。
- ・臨時休業が決定した際の給食停止の連絡は不要。

4 臨時休業中

- ・当該校の職員については、連絡がとれる体制を整え自宅待機。
- ・学校再開前日は、学校において勤務可。
- ・周辺校において、休業措置をとった場合は、自宅待機を原則とする。ただし、緊急を要する場合など一時的及び短時間の入校は可とする。

5 学校の消毒

【児童生徒が学校で活動中に発生者の連絡があった場合】

- ・当該校は、教職員(マスク・手袋着用)が、換気を十分に行い緊急対応として消毒用アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム 0.05%にて消毒を行う。ただし、トイレについては、消毒用アルコールまたは、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムにて消毒を行う。消毒箇所は、保護者の迎えのために学校で待機している児童生徒及び教職員が使用する場所のうち複数の手が触れる共用部分について消毒を行う。
(ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレの取っ手、便座、受話器 等)

【臨時休業中】

- ・当該校においては、業者による学校施設の消毒を行う。(教育総務課で手配)
- ・物の表面についていたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24 時間から 72 時間くらいと言われており、消毒できない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置をする場合もある。
- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。

消毒方法

- ・キレーネ(次亜塩素酸ナトリウム)の原液濃度は、10%(10 万ppm)
- ・希釀液の濃度は、塩素濃度 0.05%～0.5%、
塩素濃度 0.05%の場合:希釀倍率は 200 倍(2ℓペットボトルの水なら原液 10mlを入れる)
- ・次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後、腐食を防止するため新しい雑巾やペーパータオル等で水拭きを行う。消毒を行う時は、十分に換気する。

6 通知

- ・家庭向けに「感染症防止対策(臨時休業中の過ごし方)」を学校から通知する。

別紙参照:保護者宛て文書「臨時休業中の過ごし方について(例)」

健康観察カード

(例)

緊急メール（小学校）

緊急のお知らせ（本日の下校と臨時休業について）

本日、本校児童において新型コロナウィルス感染が判明しました。そのため、〇〇時〇〇分より、職員が付き添い、方面ごとに集団下校を行います。下校の際には、「間隔を十分に空ける」、「マスクを着用する」「不必要な会話を控える」等の感染症対策をします。児童クラブを利用しているお子さんにつきましては、学校でお預かりしますが、できるだけ早くお迎えをお願いします。その場合は、体育館玄関をお使いください。また、児童クラブの利用はないが、集団下校以外の方法で下校を希望される場合は、下校開始までに学校に御連絡ください。児童クラブ利用のお子さん同様に学校で預かります。臨時休業につきましては、本日配布しました「臨時休業のお知らせ」を御覧ください。

(例)

緊急メール（中学校）

緊急のお知らせ（本日の下校と臨時休業について）

本日、本校生徒において新型コロナウィルス感染が判明しました。そのため、〇〇時〇〇分より一斉下校を行います。下校の際には、「間隔を十分に空ける」、「マスクを着用する」「不必要な会話を控える」等の感染症対策をします。臨時休業につきましては、本日配布しました「臨時休業のお知らせ」を御覧ください。

(例)

令和 年 月 日

保護者の皆様

福井市〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

臨時休業のお知らせ

本校児童（生徒）が新型コロナウイルスに感染したことが判明したため、下記のとおり臨時休業の措置を取りますのでお知らせします。

なお、感染者のプライバシー保護の観点から、皆様に学年、学級等をお知らせできかねることに御理解願います。新型コロナウイルス関係の調査等は、保健所が主となって対応します。感染児童（生徒）と同じクラスの場合や登下校が同じ場合など濃厚接触の可能性がある場合は、保健所から学校に相談の上、御家庭への聞き取り調査や、児童へのPCR検査等を実施することもあります。その際は、保健所へ各家庭の連絡先の提供や児童（生徒）の学校における行動歴の報告等を行いますので、御理解と御協力をお願いします。

身近なところで感染者が出たことで、御不安になられる事もあるかと思いますが、パニックとなったり、感染者に関する噂を拡散させたりする事がないように、冷静な対応をお願いします。御心配や御負担をおかけしますがよろしくお願いします。

記

1 臨時休業期間 令和〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）

福井市では、新型コロナウイルス感染者が出た場合には、保健所等と協議した上で、当該校を閉鎖し、校内の消毒を行います。ただし、今後の感染状況により休業期間の延長をすることもあります。

なお、休業期間中については、出席停止扱い（欠席日数とはならない）とします。

2 学校開放等

臨時休業期間中は、学校体育施設の貸し出し及び、学校施設の目的外使用についても中止します。

3 健康状況の確認

お子様の健康状況には特に御留意ください。

- (1) 毎朝の検温等で健康状態を把握してください。
- (2) 十分な睡眠・適度な運動・バランスのとれた食事を心がけてください。
- (3) 発熱や風邪症状等がある場合は、直接医療機関に行くのではなく、帰国者・接触者相談総合センターに問い合わせの上、受診するようにしてください。
・帰国者・接触者相談総合センター 0776-20-0795
(7:00～21:00) ※時間外は携帯電話対応

4 休業中の家庭での過ごし方

- (1) 不要不急の外出を控えてください。ただし、健康維持のため散歩等はかまいません。
- (2) 学習塾、習い事、スポーツ活動などの外出についても控えてください。
- (3) ゲームのやり過ぎ等で、生活リズムを崩すことがないようにしてください。

5 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、学校の臨時休業期間に合わせて閉所となります。再開は、学

校の授業再開と合わせて○月○日（○）からとなります。

6 その他

- (1) 緊急メールにて健康状況の確認を行うことがあります。学校から確認メールが届いた場合は、速やかに回答するようにしてください。
- (2) 県内でも感染者や濃厚接触者の名前の特定、SNS 上での拡散、誹謗中傷などが起きており、こうしたことは許されることではありません。機会を捉え、人権について親子で話し合っていただけするとありがとうございます。
- (3) 臨時休業期間中に学校からのお知らせがある場合については、緊急メールまたは電話にて行います。

(例)

令和 年 月 日

保 護 者 各 位

○○学校
校長 ○○ ○○

臨時休業中の過ごし方について

保護者の皆様には、本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、今回の臨時休業に関し、急な対応にもかかわらず、様々な面でご理解をいただき、ありがとうございます。

臨時休業中の過ごし方につきましては、下記の事項を参考にしながら各ご家庭でお子様と話し合っていただきますようお願いいたします。

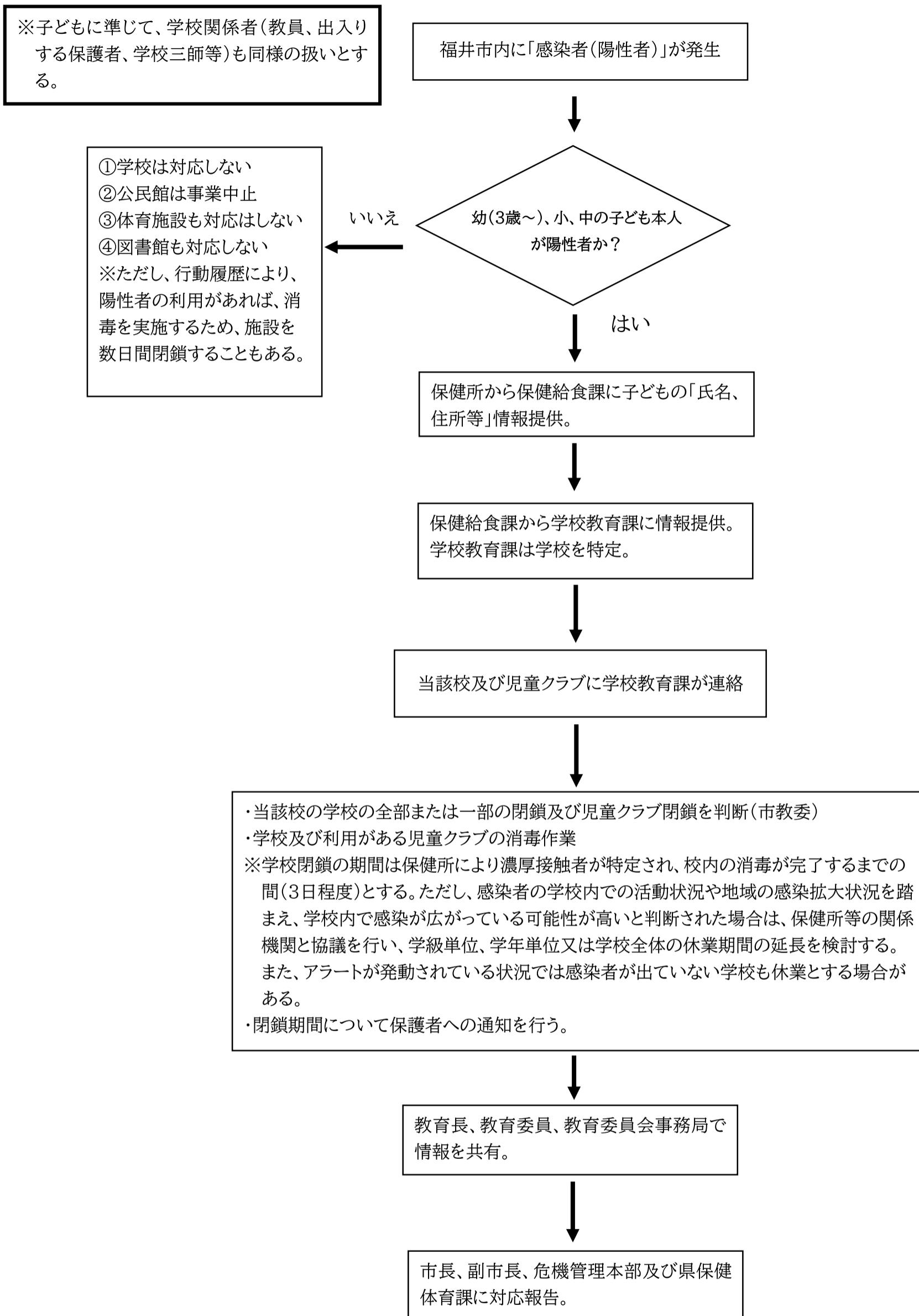
なお、今後の情報につきましては、引き続き「メール」や「ホームページ」等でお知らせいたします。ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

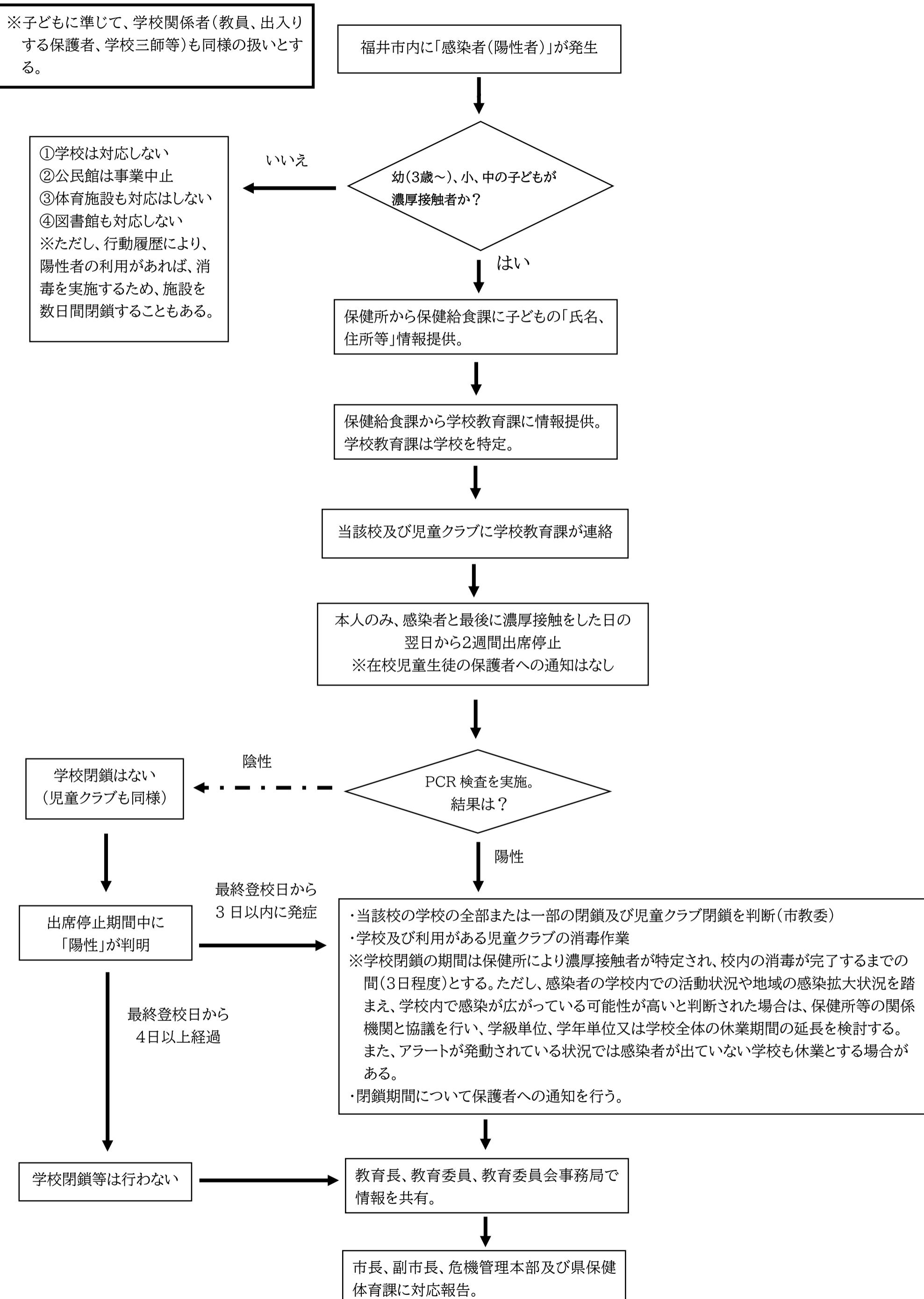
【臨時休業中の過ごし方】

- 1 不要不急(重要でもなく、急ぎでもない)の外出は控え、自宅で過ごす。
友人宅に集まるなどの交流は控える。
人が多く集まる場所や屋内の風が通りにくい場所(密閉空間)は避ける。
- 2 自宅内であっても、石けんを用いた丁寧な手洗いを行い、咳エチケット(咳がでる場合は、マスク着用、またはハンカチやティッシュ、袖口等で口を覆う)、及び十分な換気に努める。
- 3 免疫力を高めるためにも早めに就寝し、睡眠時間を十分に確保し、バランスのよい食事を心がける。
- 4 健康観察カード(別紙)をもとに、毎朝夕に健康状態を把握する。
- 5 発熱や風邪の症状が見られ、新型コロナウィルスへの感染が疑われる場合には、帰国者・接触者相談総合センター
TEL0776-20-0795(7:00~21:00 時間外は携帯電話対応)に相談する。
- 6 ご家族においても、上記と同様に注意する。また、万が一、お子様、家族の方で、相談窓口に相談した結果等により、検査を行うこととなった場合、感染者や濃厚接触者として認められた場合は、速やかに連絡する。
連絡先 ・○○○○
・「県 24 時間電話相談」(週休日) TEL0120-078-310

新型コロナウィルス感染症における対応フローチャート（子どもが陽性者であった場合）



新型コロナウイルス感染症における対応フローチャート（子どもが濃厚接触者であった場合）



新型コロナウイルス感染症における対応フローチャート（子どもの家族が感染者・濃厚接触者であった場合）

※子どもに準じて、学校関係者（教員、出入りする保護者、学校三師等）も同様の扱いとする。
※家族間ではマスク着用や消毒も不十分な場合があるため、リスクが高いと判断する。

- ①学校は対応しない
- ②公民館は事業中止
- ③体育施設も対応はしない
- ④図書館も対応しない
- ※ただし、行動履歴により、陽性者の利用があれば、消毒を実施するため、施設を数日間閉鎖することもある。

福井市内に「感染者（陽性者）」が発生

保健所が濃厚接触者の特定を行う

- いいえ
 ・家族が濃厚接
触者ではない
が、同じ建物内
にいたため自宅
待機になった場
合
 ・塾などで濃厚接
触者と同じ教室
にいた場合

幼（3歳～）、小、中の子どもの家族
が感染者または、濃厚接触者か？

濃厚接触者が大人の場合は、保健所
から保健給食課への連絡なし

はい
保護者から学校へ連絡

学校から保健給食課へ連絡

保健給食課から学校教育課に情報提供。

児童クラブに学校教育課が連絡

当該児童生徒の保護者から、感染が不安で休ませたいと相談があった場合には、
出席停止とする。
※在校児童生徒の保護者への通知はなし

無症状

子どもの状態は？

学校閉鎖はない
(児童クラブも同様)

陰性
(検査の必要なしと
判断された場合も含む)

発熱あり
(陽性が確定していない場合も含む)

保健所と相談の上、
PCR検査を実施。
結果は？

陽性

最終登校日から
3日以内
「陽性」が判明

最終登校日から
4日以上経過

学校閉鎖等は行わない

- ・当該校の学校の全部または一部の閉鎖及び児童クラブ閉鎖を判断（市教委）
- ・学校及び利用がある児童クラブの消毒作業
- ※学校閉鎖の期間は保健所により濃厚接触者が特定され、校内の消毒が完了するまでの間（3日程度）とする。ただし、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、保健所等の関係機関と協議を行い、学級単位、学年単位又は学校全体の休業期間の延長を検討する。
- また、アラートが発動されている状況では感染者が出ていない学校も休業とする場合がある。
- ・閉鎖期間について保護者への通知を行う。

教育長、教育委員、教育委員会事務局で情報を共有。

市長、副市長、危機管理本部及び県保健体育課に対応報告。

新型コロナウィルスに関するQ&A

令和2年8月25日時点

1 消毒液について

●次亜塩素酸ナトリウムについて

問1 どこの消毒に使用すればよいのか？

利用対象は、物品（食器、机、ドアノブなど）の消毒です。

手指、食品、パソコン等のOA機器の消毒はできません。次亜塩素酸ナトリウムは、塩素系であり腐食する可能性があります。

なお、アルコールについてもパソコン等のOA機器の清掃を行った場合、損傷したり動作異常が発生したりする可能性があるため、消毒液によるふき取りは推奨していません。製品の利用前後に手洗いをしてください。

問2 スプレー ボトルでの噴霧はいけないのか？

スプレー ボトルで噴霧すると蒸気を吸い込んでしまう恐れや、ウイルスや細菌が飛散してしまう可能性があります。

そのため雑巾や不織布、ガーゼなどの布製品などに液を浸して拭き取ってください。

（ペーパータオルや新聞紙などのパルプ素材は、不活化を受けるとのデータがあるため、使用しない）

問3 希釀後の有効期間は？

24時間毎に作り替えるのが望ましいです。

紫外線によって塩素の濃度低下が起こるため、日の当たらない場所で保管して下さい。

問4 希釀後の保管容器の材質はなんでもよいのか？

プラスチック等（ペットボトルなど）の容器で良いですが、注意喚起のラベルを貼ったり、注意書きをしたり誤飲などが起こらないようにして下さい。

問5 ペーパーがない場合、消毒や拭き取りに、ぞうきんを使用してもよいか？

消毒用のぞうきんを作つて使用する分には問題ありません。

問6 ぞうきんは水洗いして乾燥させ、次回も使用してよいのか、毎回廃棄したほうがよいのか？

水洗いをして乾かしたものであれば繰り返しの使用も問題ありません。

問7 水ぶきでの拭き取りは何分後に行うとよいのか？

10分程度後に拭き取りを実施して下さい。(水拭きでの拭き取りについては、効果発現時間などの専門家によるデータに1分から30分程度の幅があり、明確に規定することが難しいため、薬剤師の指導のもと10分程度と示している)

問8 拭き取りは金属部分のみでよいのか？

腐食防止や臭い除去のため、次亜塩素酸ナトリウムを使用した部分は金属部分だけでなくすべて水拭きをするようにして下さい。

●次亜塩素酸水について(電気分解法で生成したもの)

次亜塩素酸水は、塩酸や食塩水を電気分解して得られる、次亜塩素酸を主成分とする水溶液。

問9 次亜塩素酸水での消毒だと水拭きは不要と聞いたことがあるが、

新型コロナウイルスには有効なのか？

拭き掃除には、有効塩素濃度 80ppm以上の次亜塩素酸水は有効です。

物の表面の消毒に使用する場合は、有効塩素濃度 80ppm以上の次亜塩素酸水をたっぷり使い、消毒するものの表面をヒタヒタに濡らした後、20秒以上おいてきれいな雑巾やペーパーで拭き取ってください。

問10 学校でどのようなことに使用可能か？

有効塩素濃度 80ppm以上の次亜塩素酸水は、消毒用アルコールや家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む)、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液と同様に物の表面の消毒に使用できます。

●その他消毒液について

問11 オスバン水での物品の消毒は有効か？

令和2年5月22日付けで、専門機関のNITE(行政独立法人 製品評価技術基盤機構)よりオスバン水の成分である塩化ベンザルコニウム(0.05%以上)が新型コロナウイルスに対して有効であると判断されたと公表されました。

のことから、オスバン水も物品の消毒等に使用できるのではないかと思われます。

問12 酒造メーカーから販売された 65～77%アルコール酒類を消毒に使用

してもよいか？

エタノールの濃度が十分にあれば消毒の有効性に関して厚労省も一部認める見解もあります。アルコールの入手が困難な場合の手段として、使用することは可能です。

問13 物品消毒に手指消毒用アルコールを使用してもよいか？

物品の消毒に用いても問題ありません。

問14 70%アルコールでも有効か？

70%以上のアルコールであれば消毒に有効であると考えられます。

問15 消毒液がない場合、現在保管のジアクロールの希釀液でもよいか？

次亜塩素酸ナトリウムと同じ取り扱いとなりますので、手指消毒には使用できませんが、物品の消毒には使用可能です。

2 消毒方法について

●消毒箇所

問16 図書室の本や学級文庫の消毒方法は？

アルコールなどでの消毒が現実的に難しいと考えられるため、使用前後の手洗い実施の指導が有効であると考えられます。

問17 体育や部活動の用具は共有するものが多い。ボールや卓球の球も消毒が必要か？

器具・用具などの共有する物については、使用的都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導してください。

問18 体育館の消毒はどの程度まで必要か？

ウイルスが浮遊して付着することは考えにくいので、不特定多数の児童生徒が触れるような場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)が消毒の対象と考えられます。

問19 トイレの消毒の頻度は？重点的に消毒が必要な部分は？

トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。

水を撒く場合には、跳ねないよう静かに流してください。

問20 机椅子の消毒は必要か？

消毒については、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)や共用する物品を、1日に1回、消毒液を使用して清掃を行うこととしています。個人の机椅子については、特別な消毒作業は必要ありません。衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。共用する場所の消毒と同時に、児童生徒には手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導し手洗いを徹底させることで、接触感染のリスクの軽減に努めてください。

問21 給食前の配膳台の消毒方法は？

消毒用アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)、有効塩素濃度 80ppm以上の次亜塩素酸水を使用した消毒を徹底してください。

問22 校庭や体育館に設置されている遊具の消毒は必要か？

遊具など共用する物については、使用的都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導してください。

●その他

問23 消毒の時間帯はいつがよいのか？

通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えありません。清掃活動の一環として行わない場合は、空き時間や児童生徒が下校後実施してください。

問24 何時間触らなければ消毒の必要がない等、消毒が必要な条件は？

物の表面についていたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

問25 消毒に使用した手袋は洗って再利用してよいか？

本来なら使い捨てが理想です。再利用する際には消毒の実施が望ましいです。

問26 リネン類の消毒方法は？数に限りがあるため、毎回交換するのは難しい

ので、良い方法はないか？

ウイルスが付着している可能性があるため、手袋を使用し飛び散らないよう静かにまとめ、家庭用洗剤を使用し洗濯機で洗濯し完全に乾かす。

不特定多数が触れるものは伝播の可能性があるため毎回交換が必要となります。

問27 1日1回の消毒で本当に効果があるのか？

消毒は、感染減であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

問28 通常の清掃(トイレ、手洗い場など)は児童にさせててもよいのか。

通常清掃の実施は問題ありません。トイレ、手洗い場などの清掃はゴム手袋を着用し、窓を開放し換気を行い、家庭用洗剤を用いて実施してください。清掃前後は手洗いの実施を徹底して下さい。

タイル式の床で水を流して掃除する場合は、水が跳ねないように静かに水を流して行うようにしてください。

3 出席停止について

問29 風邪症状で出席停止になるが、新型コロナウイルス感染症の場合、熱がいったん下がっても再び上ることがある。症状がなくなれば登校してよいのか？

感染者については、保健所が健康観察の終了を告げてから登校可能となります。また、発熱やかぜ症状による出席停止からの復帰の是非については、主治医や学校医の判断を参考にしてください。

問30 家族が濃厚接触者となって自宅待機をする児童について、保護者から休ませる旨の連絡があれば出席停止とするが、保護者から休ませる旨の連絡がなければ登校可能なのか。保護者から相談されたらどのように返答したらよいのか。

濃厚接触者は、家族内で隔離され保健所の健康観察の対象となります。その同居家族は、行動制限や保健所の管理下にはありません。したがって、子どもの家族が感染者、濃厚接触者であった場合、子ども本人は登校可能となります。しかし濃厚接触者が無症状での保因者(ウイルス保持者)となる場合があり、その方から子どもへの感染拡大も想定しておかねばなりません。そのため、もし当該児童生徒の保護者から、「感染が不安で休ませたい」と相談があった場合には、出席停止とすることも可能です。期間については、無症状感染者であることも考慮すると、1週間程度と考えられますが、保護者と相談の上、決定してください。また、家族が濃厚接触者となった場合は、保健所から保健給食課への連絡がありませんので、保護者から学校へ連絡が入るよう周知しておく必要があります。

4 保健室での対応について

問31 隔離部屋を用意したほうがよいか？

体調不良者はコロナウイルス感染の前提で考えた方がよいので、分離できるスペースを作れるといいです。

しかし、即下校させることが大原則です。よって早急な迎えについて事前に保護者の周知と依頼をしてください。

問32 養護教諭は付き添っているべきなのか？

付き添わなくてもよいが、十分な換気を行った上で、下記のような点に注意し、子供の状態が観察できるように分離してください。

- ・なるべくベッドを使用せず、椅子に座らせて待たせる。
- ・ビニールを垂らして壁をつくる、段ボールで壁をつくる、ビニールで窓をつくり様子が見えるように工夫する。

問33 防護服(予防衣)は必要か？

手袋とマスクのみでよいです。ただし距離をおいて正面からのやりとりはしないでください。

問34 けがをした時等の病院への搬送について、主要病院は避けたほうがよいのか？

県立、日赤、済生会ともに現在は救急受付を制限していません。新型コロナウイルス患者との動線も分けられています。

救急車での搬送は、学校からの事故の場合は問題なく搬送してくれます。

頭部打撲、四肢を動かせない状態や骨折を疑うようなケガなどの場合は、救急病院へ搬送してください。

軽傷の外傷などの処置については、学校医が引き受けてくれるか、あらかじめ確認しておいてください。

5 健康診断について

問35 遮眼器の消毒法方法については？

目の粘膜からの感染報告もあることから、1人ひとりの使用毎に消毒綿で、握るところと目で覆う部分を拭くことが望ましいです。

問36 遮眼器の代わりに、黒い画用紙やハンカチを用いてもよいか？

画用紙やハンカチは完全に目を覆うとは言えず、使うべきではありません。

6 その他

問37 給食後の歯磨きはさせてよいのか。

コロナウイルスは口腔に存在することがあるので、歯磨きうがいはなるべくしてください。歯磨きは口を結んだ状態で行い、前歯の裏をみがくときは口を手で覆って磨いてください。うがいは少ない水で1～2回、洗面台に顔を近づけ、口からの汚水が飛び散らないように、静かにゆっくり吐き出してください。隣同士の距離を離すなど工夫してください。困難な場合は、給食後お茶を飲ませる等の対応をお願いします。

例 分散のため時間差で歯磨きをする。

屋外の手洗い場を使用する。

【別紙一覧】

- 別紙1 健康観察表(小・中学校用)
- 別紙2 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう
- 別紙3 保護者の皆さまへのお願い(保護者用チラシ)
- 別紙4 3つの密を避けましょう！
- 別紙5 感染症対策へのご協力をお願いします
- 別紙6－1 新型コロナウイルスで気をつけること(小学生用チラシ)
- 別紙6－2 新型コロナウイルスに関する注意事項(中高生用チラシ)
- 別紙7改正 新型コロナウイルス感染・濃厚接触報告確認シート
- 別紙8 ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう
- 別紙9 「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項

健康観察表

年 組 番 氏名 _____

- 登校前に体温をはかり、体調不良（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛等）の有無等を記録し、学校に提出してください。
- 発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養してください。
- 体調のことなど、心配なことがあれば学校に連絡してください。

日付		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
起きた時刻											
体温		°C									
児童生徒の本人の体調不良	咳	無・有									
	鼻水	無・有									
	咽頭痛	無・有									
	頭痛	無・有									
	その他	無・有									
調査不良の同居家族等の有無	症状	無・有									
備考											
確認者（保護者）											

*この健康観察表は、健康状況を把握する大切な情報です。毎日のことでお手間をおかけしますが、御協力をお願いします。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



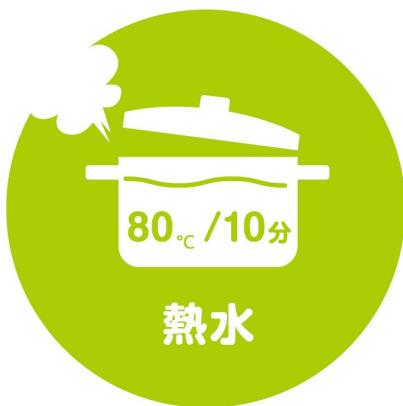
手洗いを丁寧に行なうことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い	残存ウイルス	
手洗いなし	約 100 万個	
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1 回	約 0.001% (数十個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80°C の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

- [注意]
 - ・家事用手袋を着用して行ってください。
 - ・金属は腐食することがあります。
 - ・換気をしてください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品25mL（商品付属のキャップ1杯）
	キッチンハイター	水1Lに本商品25mL（商品付属のキャップ1杯）
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

**学校において新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、学校と家庭
が一体となった感染防止対策が必要です！
一人ひとりが、以下の点に気をつけてくださいますようお願いいたします！**

[登校時に子どもにしてほしいこと]

- 毎朝、家庭において検温を行って健康状態を把握し、健康観察表に記入して持参させるとともに、以下の症状がある場合は無理をせず登校を控える

- 【症状例】
・発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等の風邪の症状がある場合
・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
・匂いや味がわからない症状（嗅覚・味覚異常）がある場合

※発熱等により学校を休む場合は欠席でなく出席停止の取扱いとなります。

- 登校時には必ずマスクと清潔なハンカチ等を持参させる

- ・市販のマスクである必要はありません。手作りマスク等で代替してください。
・毎日、手洗い用のハンカチ等を2枚程度準備してください。

【参考】マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）



QRコード

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.htm

[毎日、家族全員で徹底すること]

- 咳エチケット、帰宅時や食事前の石けんでの手洗いを徹底する

- 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がける

- 習い事やスポーツ少年団等の活動でも感染症予防を心掛ける

[それでも、感染者・濃厚接触者が発生した場合]

- 子どもの感染、濃厚接触が判明した場合は、速やかに学校または所管教育委員会に連絡してください。

- 児童生徒または教職員が感染した場合は、感染者の症状や感染経路等を総合的に考慮した上で、学校の全部または一部を臨時休業（約2週間）としますので、ご了承ください。

- 児童生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合（感染者はいない場合）は、本人のみを自宅待機（出席停止）とし、学校を継続します。

- 家族・同居者に感染者・濃厚接触者がでた場合は、速やかに学校に連絡してください。

福井県教育委員会

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

別紙4

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



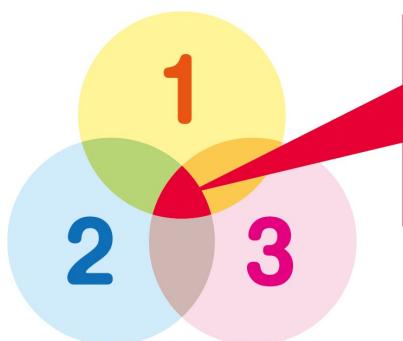
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



! 感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう

何もせずに
咳やくしゃみをする



せき
咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



しんがた 新型コロナウイルスで気をつけること

○3つの条件が重なる場所は避けましょう

①換気が悪い ②たくさん的人が集まる ③近くで話したり大声を出す

このような場所は、みんながウイルスに感染してしまう可能性があります。教室などでは、窓を開けてこまめに空気を入れ替えることや、一か所に集まらないこと、近寄っておしゃべりしないことに気をつけましょう。

○よく手を洗ったりマスクをつけたりしましょう

いろいろなところにウイルスがついているかもしれません。外から教室に入るときや給食の前など、こまめに石けんで手をよく洗いましょう。洗ったあとに手をふくためのタオルやハンカチは必ず自分のものを持つようにして、友達のものを一緒に使うことはやめましょう。

先生がマスクを外してもよいと言うまでは、マスクをつけておきましょう。休み時間などに友だちとおしゃべりするときは必ずつけるようにしましょう。

○規則正しい生活を心がけましょう

ウイルスから体を守るため、十分な睡眠や適度な運動、栄養バランスの取れた食事を心がけましょう。

○学校の外での活動も気をつけましょう

塾やスポーツ活動をしていて、熱がでたり咳がでたりするなど風邪の症状があるときは参加しないようにするなど、十分気をつけましょう。

○感染した人などへの悪口や差別は絶対やめましょう

誰もが感染する可能性がある病気です。間違った情報に基づいた差別や偏見、いじめなどがあってはいけません。感染した人とその家族、治療をしているお医者さんやその家族などを差別することは絶対やめましょう。つらい時こそみんなで励まし合いましょう。

☆いじめなどがあったときに相談するところ

24時間電話相談 0776-51-0511 または 0120-0-78310 (全国共通)

県総合教育研究所 教育相談センター 0776-58-2180 平日 8:30~17:15

県嶺南教育事務所 教育相談室 0770-56-1310 平日 8:30~17:15

新型コロナウイルスに関する注意事項

○3つの条件が重なる場所を避けること

①換気が悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面 の3つの条件が揃う場所ではクラスター（集団）発生のリスクが高まります。教室などでは、窓を開けてこまめに換気をする、一か所に集まらない、近寄って話をしないなど、注意をしてください。

○こまめに手を洗いマスクを着用すること

多くの人が手を触れる場所など、ウイルスはあらゆるところに存在している可能性があります。外から教室に入るときや食事の前など、石鹼を用いて、こまめに手を洗ってください。手洗いの後に手を拭くタオルやハンカチは必ず自分のものを用い、友人と共同で使用することのないようにしてください。

3つの条件が重ならない場所で、周囲に人がいないなど、マスクを着用しない場合もあります。学校では、教員の指示に従い、マスクを着用してください。また、休憩時間などに友人と話をする際には、必ずマスクを着用してください。

○身体の抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。

○塾や学校外のスポーツ活動の参加にも注意すること

塾やスポーツ活動をしているときに発熱や咳など風邪の症状があるときは参加を控えるなど十分注意すること。

○感染した人などへの不当な差別、偏見等をしないこと

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。感染した人とその家族、治療をしている医療関係者などに対し、差別するようなことは、絶対にしないでください。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性がある病気です。つらい時こそみんなで励まし合いましょう。

☆いじめ等の相談窓口

24時間電話相談 0776-51-0511 または 0120-0-78310 (全国共通)
県総合教育研究所 教育相談センター 0776-58-2180 平日 8:30~17:15
県嶺南教育事務所 教育相談室 0770-56-1310 平日 8:30~17:15

新型コロナウイルス感染・濃厚接触者確認シート

(1) 報告日時	令和 年 月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後	時 分
(2) 発信者	学校名				
	職		氏名		
(3) 本人 (該当する学校関係者)	児童生徒	年 組	氏名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	教職員等	職	氏名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
(4) 感染者	発症日 月 日				
	陽性と診断された日 月 日				
	□本人	症状 ()			
	□家族	感染経路 ()			
	本人との関係 ()	※学校内・その他内容 ()			
	その他 ()				
(5) 濃厚接触者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族				
	その他 ()				
(6) 学校活動の状況 (通学の有無等)	月 日まで 登校				
	月 日まで () 部活動参加				
	月 日まで () クラブ参加				
	□有 <input type="checkbox"/> 無	その他 ()			
(7) 保健所の指示事項 (該当するものに☑・記載)	本人 家族	入院	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 家族	<input type="checkbox"/> その他 ()
		自宅待機	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 家族	<input type="checkbox"/> その他 ()
	学校	施設消毒	月 日	対象 : ()	
		濃厚接触調査	月 日	対象 : ()	
(8) 学校の措置	<input type="checkbox"/> 学校全体の臨時休業		年 年 年 年	組	月 日 ~ 月 日
	<input type="checkbox"/> 特定学年または学級の臨時休業			組	月 日 ~ 月 日
	<input type="checkbox"/> 分散登校への移行			組	月 日 ~ 月 日
	<input type="checkbox"/> 短縮授業への移行			組	月 日 ~ 月 日
	<input type="checkbox"/> 感染者および濃厚接触者(教職員)のみの在宅勤務、職専免、病休の取得				
	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者(児童生徒)の出席停止				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				

報告

小・中学校→保健給食課→県教育庁保健体育課→義務教育課

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましよう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミンオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分（脂肪酸カリウム） (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分（脂肪酸ナトリウム） (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）

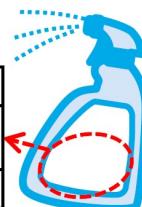
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

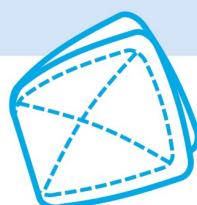
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミノオキシド）、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあつた「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

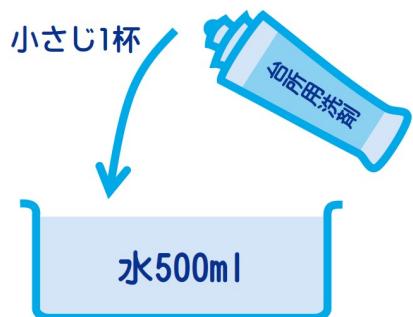
台所用洗剤を使って代用することもできます。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。)

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかりと拭き取るようにする。



(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たつたら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。

(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレー・ボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

注意！
次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

「次亜塩素酸水」を使って モノのウイルス対策をする場合の 注意事項

アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものを使う場合、有効塩素濃度 100 ppm以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

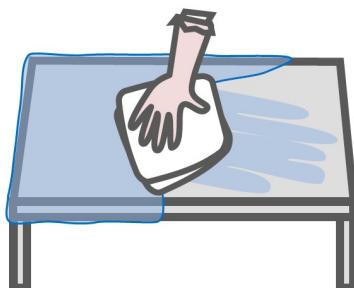
①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200 ppm以上のものを使うことが望ましいです。

②十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。



安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釀用の製品は正しく希釀して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。
(また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。)
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いため、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

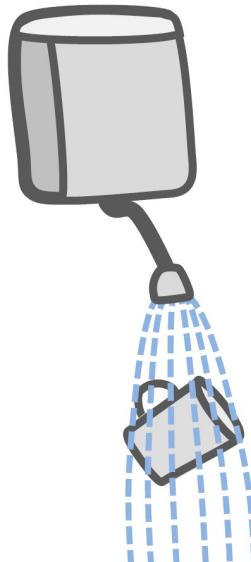
③少し時間をおき（20秒以上）、 きれいな布やペーパーで拭き取る

新型コロナウイルスに有効な
消毒・除菌方法一覧はこちら。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

流水で掛け流す場合、有効塩素濃度35ppm以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水で、 消毒したいモノに20秒以上掛け流す

次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流しを行ってください。

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

③表面に残らないよう、 きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いので、間違えないよう表示を確認しましょう。
- ご家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html> なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

※人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用方法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用する場合は、各法令に従ってください。